

# 岡山県がん登録審議会条例

## (平成27年12月25日岡山県条例第71号)

### (設置)

**第一条** がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県がん登録審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

**第二条** 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、がん登録等の推進に関する法律第十八条第三項に規定する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

### (任期)

**第三条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

**第四条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

**第五条** 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

**第六条** 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

### (その他)

**第七条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。